

取締役会規程

施行日：2024(令和6)年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、当会社の取締役会の運営に関して定めるものである。なお、この定めがないものに関しては、定款及び法令の定めるところによる。

(構成)

第2条 取締役会は取締役全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(監査役)

第3条 監査役は、取締役会に出席して必要な場合は意見を述べなければならない。

(取締役及び監査役以外の者の出席)

第4条 取締役会が必要と認めたときは、取締役、監査役以外の者を取締役会に出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

(開催)

第5条 定例取締役会は少なくとも1ヶ月に1度開催し、臨時取締役会は必要に応じてこれを開催する。

2 取締役会は、本店において開催する。ただし、必要ある場合には、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

(招集請求)

第6条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 招集権者でない取締役は、必要と認めたときは、招集権者たる取締役に対し会議の目的とすべき事項及びその審議を必要とする事由を書面で通告し、取締役会の開催を請求することができる。

3 監査役は監査のため必要と認めたときは、その旨を招集権者たる取締役に通告して、取締役会の招集を請求することができる。

4 取締役会の招集は、各取締役及び監査役に対し会日より3日前までに、その通知を発するものとする。

5 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、前項の招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

(議長)

第7条 取締役会の議長は、代表取締役がこれにあたる。ただし、代表取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が議長を務める。

(決議)

第8条 取締役の過半数の出席により取締役会は成立し、決議はその出席取締役の過半数をもって決議される。ただし、決議事項に利害関係を有する取締役は決議に参加することができない。また、出席取締役の数には算入しないものとする。

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（報告）

第9条 代表取締役及び他の取締役は取締役会で、会社の業務執行状況及び担当業務の情報を報告する義務がある。

（付議事項）

第10条 取締役会で決議する事項は、会社法上の定め及び職務権限規程その他の規程の定めによる。

2 取締役会への報告事項は、別表の定めによる。

（事後承認）

第11条 緊急その他やむを得ない事由により取締役会に付議することができない事項は、前条の規定にかかわらず代表取締役の決定に基づき他の取締役が適宜処理することができる。

2 前項の場合、代表取締役及び取締役は、事後遅滞なくこれを取締役会に報告し、その承認を受けなければならない。

（議事録）

第12条 取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載した議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成し、出席した取締役及び監査役が、これに署名又は記名捺印（電子署名を含む。以下同じ。）するものとする。

2 第8条第2項の規定により取締役会の決議があったものとみなされた場合には、当該事項の内容その他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、取締役及び監査役が、これに署名又は記名捺印するものとする。

（その他の事項）

第13条 取締役会の運営について、法令、定款又はこの規程に定めのない事項は、招集に関する事項は招集権者が、その他の事項は議長の決するところによる。

別表（第10条関係）非公開